

ほしのさと 特別養護老人ホーム 利用料金表 (1ヶ月あたり)

従来型 介護福祉施設サービス費 **ユニット型個室**

(単位：円)

要介護区分	負担率	介護サービス費	負担区分	食費 (1ヶ月)	居住費 (ユニット型個室)	合計 ユニット型個室
要介護 1	10%	28,260	第1段階	9,000	24,600	61,860
			第2段階	11,700	24,600	64,560
			第3段階	19,500	39,300	87,060
			第4段階	45,000	61,500	134,760
要介護 2	10%	30,480	第1段階	9,000	24,600	64,080
			第2段階	11,700	24,600	66,780
			第3段階	19,500	39,300	89,280
			第4段階	45,000	61,500	136,980
要介護 3	10%	32,850	第1段階	9,000	24,600	66,450
			第2段階	11,700	24,600	69,150
			第3段階	19,500	39,300	91,650
			第4段階	45,000	61,500	139,350
要介護 4	10%	35,070	第1段階	9,000	24,600	68,670
			第2段階	11,700	24,600	71,370
			第3段階	19,500	39,300	93,870
			第4段階	45,000	61,500	141,570
要介護 5	10%	37,290	第1段階	9,000	24,600	70,890
			第2段階	11,700	24,600	73,590
			第3段階	19,500	39,300	96,090
			第4段階	45,000	61,500	143,790

看取り体制加算について

- ・常勤1名以上配置し、看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保していること。
- ・看取りに関する指針を定め、入所の際に説明と同意を得ていること。
- ・看取りに対する指針の策定、研修の実施、介護計画書の作成と説明をし、同意を得ていること。

看取り介護体制加算 I	1日につき
死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144円
死亡日の前日及び前々日	680円
死亡日の当日	1,280円

療養食加算について

- ・食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ・利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

療養食加算
医師の指示箋にもとづく食事を提供した場合
1 回につき
6円

日常生活支援加算	1日	46単位	1ヶ月	1,380円
看護体制加算 (I)	1日	12単位	1ヶ月	360円
看護体制加算 (II)	1日	23単位	1ヶ月	690円
夜勤職員配置加算	1日	46単位	1ヶ月	1,380円
個別機能訓練加算	1日	12単位	1ヶ月	360円
栄養ケアマネジメント加算	1日	14単位	1ヶ月	420円
精神科医療養加算	1日	5単位	1ヶ月	150円
口腔衛生管理体制加算	1ヶ月	30単位	1ヶ月	30円
口腔衛生管理加算	1ヶ月	90単位	1ヶ月	90円
経口維持加算 I	1ヶ月	400単位	1ヶ月	400円
経口維持加算 II	1ヶ月	100単位	1ヶ月	100円
褥瘡ケアマネジメント加算	3ヶ月	10単位	3ヶ月	10円
処遇改善加算	所定単位数 × 8.3%			

算出条件

- ① 月30日で計算しています。
- ② 介護保険負担割合証が、2割 (3割) の方は介護サービス費が2倍 (3倍) になります。
- ③ 介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方は第4段階になります。